

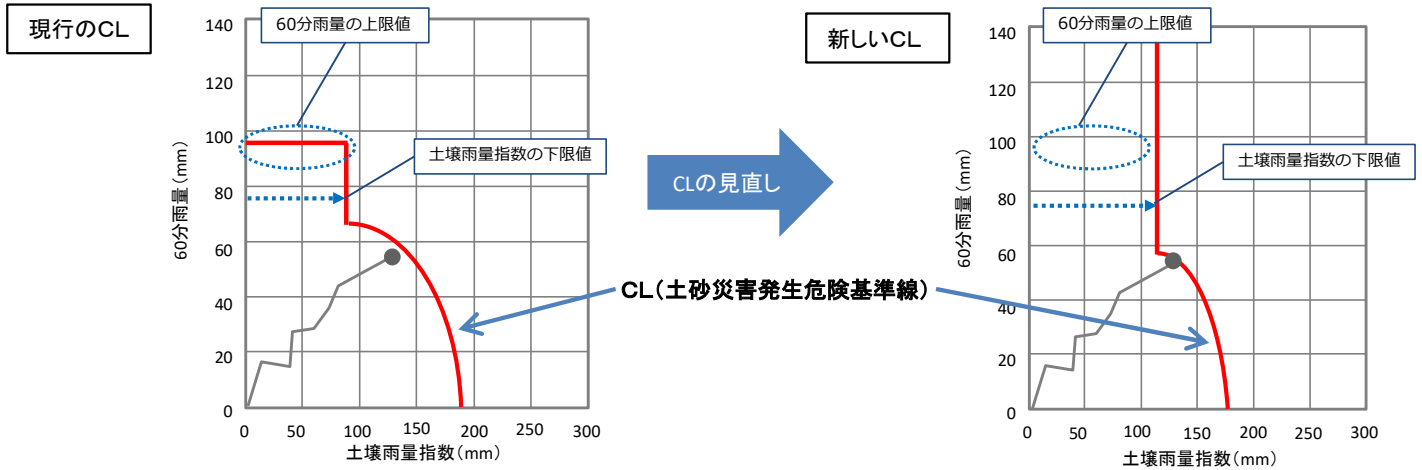
群馬県では、平成19年6月から前橋地方气象台と共同で土砂災害警戒情報※の発表をしています。今回、近年の降雨や災害発生状況のデータを踏まえ土砂災害警戒情報の発表基準を見直します。

※土砂災害警戒情報とは、大雨により土砂災害の危険性が高まった際に、市町村長が避難指示等を発令するための判断材料となるほか、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村等を特定して警戒を呼びかけるものです

主な変更内容

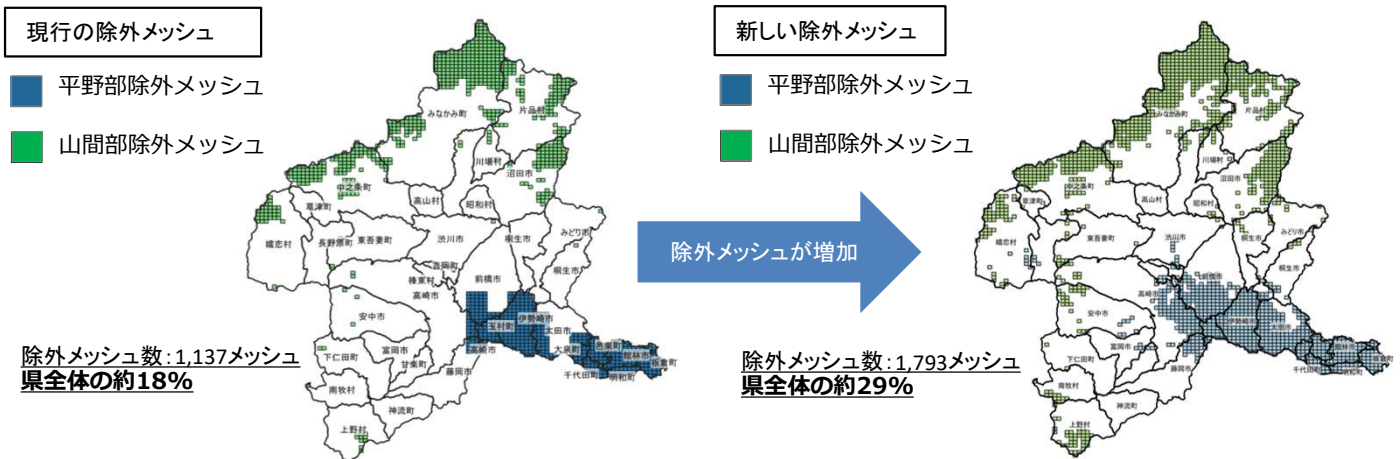
①令和元年以降の土砂災害発生事例や降雨事例の基準への反映

- ・令和6年度末までの降雨データや土砂災害データを反映し、CL※の形を見直し
- ※土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる基準線を**CL(Critical Line,土砂災害発生危険基準線)**という
- ・土砂災害に至らないようなゲリラ豪雨時の発表を抑制するため、60分雨量の上限値を撤廃し、土壤雨量指数の下限値を調整



②土砂災害のおそれのない区域や、発生時に人の立ち入りがない区域は判定対象から除外

- ・平野部におけるメッシュ※を5kmから1kmメッシュに細分化するとともに平坦地のメッシュを除外
 - ・山地部における登山道やゲート付きの林道(閉鎖区間)があるメッシュは新たに除外
 - ・砂防指定地のうち、付近に道路がなく人の立ち入りができないメッシュは新たに除外
- ※県内を格子状(1km²)に分割し危険度を評価するための領域を**メッシュ**という



見直しにより見込まれる効果

今回の見直しにより、土砂災害のおそれが高い地域を、より精度高く判定できるようになり、市町村の防災対応や住民の自主避難を、より効果的に支援します